

## 令和7年度自己啓発eラーニング業務委託企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「令和7年度自己啓発eラーニング業務」の委託に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 業務名

令和7年度自己啓発eラーニング業務

#### (2) 業務の目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

なお、「仕様書」の内容は、契約前の打合せ等により変更する場合がある。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (4) 委託料

1,980,000円以内（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

※実際の契約額は、事業者の決定後に企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定する。

### 3 参加資格要件

参加申込時点で、次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 企画提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(6) 次に掲げる者に該当しないこと。

ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない

団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

（７）法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

#### 4 企画提案に係る質問

質問は、質問書（様式２）により令和７年７月４日（金）正午まで電子メール（PDF形式）で提出すること。口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

回答は、令和７年７月８日（火）正午までに質問者に回答するほか、当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

提出先メールアドレス：jichiken\_k@pref.aomori.lg.jp

#### 5 企画提案競技参加表明書

参加表明書（様式１）を令和７年７月９日（水）１７時までに電子データ（PDF形式）により提出すること。

提出先メールアドレス：jichiken\_k@pref.aomori.lg.jp

#### 6 企画提案書の提出

##### （１）提出書類

以下の構成で一式とすること。

ア 企画提案書（様式３）

イ 提案事業者概要

ウ 提案内容

仕様書を確認の上、別添「令和７年度自己啓発eラーニング業務委託に係る企画提案競技審査項目及び審査基準」に基づいて、記載すること。

エ 見積書及び積算内訳書

オ eラーニングシステムの他自治体への提供実績

カ 体裁

（ア）様式は任意（アを除く。）とするが、サイズは日本産業規格A４横サイズとすること。

（イ）ページ数に上限は設けない。

（ウ）右下にページ数を記載すること。

##### （２）提出期限

令和７年７月１４日（月）１７時

### (3) 提出方法

PDF ファイルで一式

なお、電子メール1通あたりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができないため、クラウドサービス等により提出すること。また、結果を通知する送信先のメールアドレスを連絡すること。

提出先メールアドレス：jichiken\_k@pref.aomori.lg.jp

### (4) 留意事項

ア 企画提案書は、1者1提案までとすること。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失う。

## 7 企画提案競技審査の概要

- (1) 県職員で構成する審査員が、審査基準に基づき企画提案書を書面により審査する。
- (2) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (3) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、審査員の多数決により順位を決定する。
- (4) 総合評価が5割に達しない場合は、委託候補者として選定しない。
- (5) 審査結果については、全ての提案者に対して通知する。

## 8 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 業務内容については、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。
- (3) 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。

## 9 その他

- (1) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 審査結果に関する問合せや異議は一切認めない。

## 10 全体スケジュール（予定）

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 令和7年7月1日（火）     | 公告              |
| 令和7年7月4日（金）正午   | 質問書（様式2）提出期限    |
| 令和7年7月8日（火）正午まで | 質問回答            |
| 令和7年7月9日（水）17時  | 参加表明書（様式1）提出期限  |
| 令和7年7月14日（月）17時 | 企画提案書（様式3）等提出期限 |
| 令和7年7月16日（水）まで  | 企画提案競技書面審査      |
| 令和7年7月18日（金）まで  | 結果通知            |
| 令和7年7月下旬        | 契約締結、環境構築       |

## 11 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先等

〒030-0913 青森市東造道1丁目2-1

青森県総務部人事課研修・育成グループ（青森県自治研修所）

TEL：017-736-2011

E-mail：jichiken\_k@pref.aomori.lg.jp